

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、金谷委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の取下げについてを議題といたします。陳情第11号、自転車にやさしいまちづくりについてに関わりまして、陳情提出者から、当該陳情を取り下げる旨の書面が提出されましたので、事務局から説明いたします。

○林上議会事務局次長 ただいま議題となっております、陳情第11号、自転車にやさしいまちづくりについてにつきましては、陳情提出者から議長に対しまして、都合により取り下げたい旨の書面が令和4年8月27日付で提出されました。したがって、本委員会で取下げの確認がなされた場合、本会議においてその手続を取るようになるかと思っております。

以上でございます。

○まじま委員長 本日の会議に欠席している会派がありますが、本件につきましては、陳情提出者から取り下げる旨の意向が示されたものであり、その意向を尊重するため、本日の会議で取扱いを決定したいと思います。

陳情提出者の申出どおり、本陳情につきましては取下げの扱いとすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○まじま委員長 そのとおり扱わせていただきます。

次に、2の請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第15号、生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の維持を求めることについてにつきましては、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日欠席している会派があるため、委員会としての判断については保留とさせていただきますが、会派として判断できる状況にあるかについてのみ確認をさせていただきます。

自民党・市民会議。

○上村委員 判断できます。

○まじま委員長 民主・市民連合。

○高見委員 判断できます。

○まじま委員長 公明党。

○中野委員 陳情第15号につきましては、会派としましては、議論の最終盤にはなっておりますが、もう少し時間をいただきたいという状況であります。

○まじま委員長 保留という会派もございますので、本日のところはここまでにとどめておきたいというふうに思います。

次に、陳情第22号、市道の早期改修の実施についてにつきましては、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本陳情につきましても、会派として判断できる状況にあるかについてのみ確認をさせていただきたいと思います。

自民党・市民会議。

○上村委員 いましばらくお時間を頂戴したいと思います。

○まじま委員長 続いて、民主・市民連合。

○高見委員 もう少し時間が必要です。

○まじま委員長 次に、公明党。

○中野委員 陳情第22号、判断できる状況にあります。

○まじま委員長 それでは、本日のところはここまででとどめさせていただきたいと思います。

次に、3、令和4年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、認定第9号ないし認定第11号、議案第1号、議案第4号、議案第9号ないし議案第11号及び報告第10号の以上10件につきまして、理事者から説明をお願いします。

○高野建築部次長 令和4年第3回定例会提出議案のうち、建築部に関わる議案の認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算の認定についてでございます。令和3年度旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書で御説明いたします。

最初に、82、83ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費は支出済額が49億1千404万8千415円で、このうち建築部所管分は、アスベスト含有煙突改修費の1億2千491万9千420円でございます。市有施設に係るアスベスト含有の煙突断熱材をアスベストの含有しないものに取り替える工事を行いました。なお、令和元年度から令和3年度の3か年で全24施設、27本の取替えが完了いたしました。

次に、114、115ページの8款土木費、こちらにつきましては、全体事業費の支出済額が134億9千267万1千286円で、このうち建築部所管分は、予算現額9億4千473万1千円、支出済額が8億5千158万4千465円、不用額が9千314万6千535円で、その執行率は90.1%となっているところでございます。

続きまして、1項土木管理費、2目建築総務費は、支出済額が869万1千755円であります。市有施設定期点検費は、延べ床面積が1千500平米以上、または階数が3階以上の建築規模の大きい市有施設のうち、学校、市営住宅及び指定管理者が定期点検を実施している施設を除いた17施設について、建築設備の定期点検業務等を実施したもので、管理事務費については、住宅・建築行政及び公共工事に係る事務経費の支出となっているところでございます。

次に、3目建築指導費は、支出済額が1億9千946万4千117円で、このうち建築部所管分は、宅地造成指導費を除く1億9千924万2千895円であります。建築指導費は、建築確認等に係る事務経費の支出であります。住宅雪対策費は、住宅の融雪施設の設置等に係る工事費の一部を、また、高齢化対応住宅普及促進費及び住宅改修促進費は、既存住宅のバリアフリー化や省エネ化などの住宅改修費の一部を補助したものでございます。建築物安全推進事業補助金は、店舗や事務所など、多数の人が利用する民間建築物のアスベスト調査や除去等に要する費用の一部を補助したもので、建築物耐震改修促進費は、住宅の耐震化を促進するために、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を補助するものですが、令和3年度は申請がございませんでした。空家等総合対策費では、不良空き家住宅の除却費の一部を補助したほか、所有者がいない空き家の財産管理人選任の

申立てに関する費用や、永山地区の特定空家等の行政代執行による解体費用のほか、中央地区にある旧ホテルの緊急安全措置に係る費用を支出しております。大規模建築物耐震改修促進費は、不特定多数が利用する民間の大規模建築物として、大成ファミリープラザの耐震改修等に要する費用の一部を補助したものでございます。

次に、118、119ページの5項都市計画費、1目都市計画総務費は、支出済額が5千293万1千445円で、このうち建築部所管分は、屋外広告物対策費の401万9千392円で、広告物の掲出の許可に係る業務や屋外広告物講習会等を実施したものでございます。

続いて、120、121ページの6項住宅費、1目住宅管理費は、支出済額が1億7千686万1千452円であります。市営住宅管理費は、市営住宅の機械警備やエレベーターの保守点検などの業務委託を実施したほか、高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金につきましては、旭川市5条通17丁目の高齢者向け優良賃貸住宅、ソルティ517に対する家賃の一部を補助したもので、本市での高賃貸に対します家賃補助は、当該ソルティ517を最後に令和3年9月で全て終了しているところでございます。

次に、2目市営住宅建設費は、支出済額が1億1千688万2千36円で、市営住宅整備費では、第2豊岡団地集会所の建設工事や既存10号棟の解体工事のほか、市営住宅の長寿命化計画策定業務等を実施しております。

次に、3目市営住宅改善事業費は、支出済額が3億4千588万6千935円であります。市営住宅改善費は、入居者の退去により空き室となった住戸の修繕や畳の取替えなどを実施したもので、市営住宅管理業務改善費は、民間事業者に委託しまして、修繕受付業務、収入申告発送回収業務、退去立会業務、入居者募集受付業務の4業務を実施したものでございます。また、市営住宅整備関連費は、第2豊岡団地の建設工事及び市営住宅の用途廃止等に伴い、入居者に対して移転料を支出したもので、市営住宅改修費は、神楽岡ニュータウン団地の外壁改修工事や忠和団地の内部改修工事などの計画的な大規模改修を行ったものであります。

建築部所管事業の決算の概要は以上でございます。

続きまして、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、建築部所管分についてでございます。補正予算書16ページの事項別明細書、歳出の8款土木費、6項住宅費、3目市営住宅改善事業費を御覧ください。市営住宅の入居前に行う退去家屋修繕は、昨今の修繕費用の上昇傾向に伴いまして、7月末時点で予算残額が不足している状況でございまして、今後の修繕に当たり不足が見込まれますことから、1千298万円を増額しようとするものでございます。

建築部が所管する補正予算の概要は以上でございます。

続きまして、議案第9号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正内容は2点ございまして、1点目は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が本年5月31日付で施行されたことによりまして、建築基準法の一部が改正され、本条例における法律の引用条項が変更となりますことから、所要の規定整備を行うものでございます。施行日は公布の日を予定しております。2点目は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が本年10月1日に施行されることによりまして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、従前からある住宅の新築、増築または改築の場合の長期優良住宅の認定制度に加えま

して、既存の住宅に対する認定制度が創設されますことから、その手数料を新たに規定するものでありまして、施行日は本年10月1日を予定しております。

次に、議案第10号、旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。ただいま議案第9号でも御説明させていただきましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらが本年5月31日付で施行されたことによりまして、建築基準法の一部が改正され、本条例における法律の引用条項が変更となりますことから、所要の規定整備を行うところでございます。施行日は公布の日を予定しております。

次に、報告第10号、専決処分の報告についてでございます。本件は、整理番号1から2に記載されている者を相手方とし、本市を申立人とする賃料請求事件に関する訴え提起前の和解、いわゆる即決和解についての御報告であります。

相手方は、いずれも長期にわたって市営住宅の家賃を滞納しており、再三にわたる納付指導にも従わなかったことから、最終催告書兼住宅明渡し予告書を送付したところ、相手方から和解の申入れがあったことから、即決和解することとし、本年8月26日に専決処分したところでございます。和解の主な内容は、市営住宅滞納家賃を分割して支払うこと、分割金の支払いを3か月怠ったときは滞納家賃の残金を直ちに支払うこととし、支払わないときは市営住宅を明け渡すこと、家賃を3か月分滞納したときは市営住宅を明け渡し、残金を支払うこととでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

令和4年第3回定例会提出議案のうち、建築部に關わるものにつきましては以上でございます。

**○太田土木部長** 令和4年第3回定例会に提出させていただき議案のうち、土木部に關連いたします認定第1号、令和3年度一般会計決算、議案第1号、令和4年度一般会計補正予算について、順次、御説明をさせていただきます。

初めに、認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算の認定についての土木部所管分につきまして、旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして御説明をさせていただきます。

最初に、114、115ページを御覧ください。8款土木費についてでございますが、全体事業費の支出済額134億9千267万1千286円のうち、土木部所管分につきましては、予算現額148億248万7千76円に対しまして、支出済額が123億941万5千168円、翌年度繰越額が8億896万428円、不用額が16億8千411万1千480円で、執行率は83.2%となっております。主な不用額につきましては、別途説明をさせていただきます。

それでは、目別に順次御説明をいたします。

初めに、8款1項1目土木総務費についてでございますが、支出済額716万9千8円につきましては、土木部全般に關わる庶務的経費に要したものであります。

続きまして、116、117ページを御覧ください。8款2項1目道路橋りょう総務費、支出済額1億7千843万9千392円につきましては、町内会等における街路灯の設置費や電気料金の一部を助成したほか、買物公園の自転車対策経費や道路法に基づく台帳の整備、さらには登記簿と現地の整合を図る地籍調査などに要したものであります。

続きまして、8款2項2目道路橋りょう維持費、支出済額47億7千700万2千493円につきましては、冬の除排雪や道路の維持管理経費のほか、街路灯やロードヒーティングの光熱水費な

どに要したものであります。不用額の4億1千375万2千212円につきましては、主に除雪の費用であり、シーズンを通じて比較的穏やかな気象状況が続いたことによる減となっております。

続きまして、8款2項3目道路橋りょう新設改良費、支出済額45億351万7千437円ありますが、都市基盤の整備を促進するため、幹線道路をはじめ、日常生活に関わる生活道路や側溝の整備など、道路の新設改良事業のほか、雪対策事業等に要したものでございます。不用額3億2千178万2千858円につきましては、主に道路橋りょう整備費における補助落ち分でございます。また、繰越明許費の1億9千240万円につきましては、道路橋りょう整備費におきまして1億8千730万円を、道路側溝整備費において510万円を令和4年度に繰り越したものでございます。

続きまして、8款3項1目河川整備費、支出済額1億357万6千927円につきましては、浸水被害の防止及び地域住民の生活環境の整備を図るため、市が管理する河川の整備に要したものでございます。

続きまして、118、119ページを御覧ください。8款5項2目街路事業費、支出済額9億823万1千214円につきましては、大雪通など都市の骨格を形成する都市計画道路2路線の整備や、市道から道道に昇格した永山東光線などの用地補償等に要したものであります。不用額8億8千486万7千358円につきましては、都市計画道路整備受託費において、北海道からの委託契約額に減が生じたものや、都市計画道路整備費における補助落ち分となっております。また、繰越明許費の5億826万4千428円につきましては、都市計画道路整備受託費において、用地補償等に係る費用の一部を令和4年度に繰り越したものでございます。

最後となりますが、8款5項3目緑地公園費、支出済額18億3千147万8千697円につきましては、東光スポーツ公園をはじめ、各種公園の整備や維持管理及び緑化事業などに要したものでございます。繰越明許費の9千200万円につきましては、都市計画公園整備費及び運動公園整備費において、それぞれ4千600万円を令和4年度に繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、土木部所管の決算概要について御説明させていただきました。

続きまして、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして、事業の主な概要を御説明させていただきます。

お手元の一般会計補正予算書の16ページを御覧ください。8款2項1目道路橋りょう総務費のうち、買物公園ロードヒーティング支援費として90万円を補正しようとするものであります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格や物価高騰等により経済活動に影響を受けている平和通買物公園の商店街への支援として、ロードヒーティングの光熱費負担の軽減を図るものであります。

次に、8款2項2目道路橋りょう維持費のうち、雪対策基金積立金の700万円につきましては、基金新設に伴い寄附金等の積立てを行うものであります。

次に、8款2項3目道路橋りょう新設改良費のうち、道路側溝整備費の4億円につきましては、本年度の融雪期の凍上により、早急に対応が必要な生活道路の改良工事を行うものであります。なお、財源といたしましては、起債を充当するため、11ページにございますとおり、24款1項5目土木債のうち、道路橋りょう整備事業債として3億6千万円を追加補正しようとしております。これに伴いまして、4ページ、第4表、地方債補正のとおり、限度額を変更しようとするものであ

ります。

続きまして、同じく4ページの第3表、債務負担行為補正を御覧ください。初めに、表の一番上、総合除雪維持業務委託料ですが、将来的な除雪業者の安定確保を図るため、昨年に引き続き、夏冬通年化を行うものであり、冬の総合除雪業務に加え、春の雪堆積場解体業務の一部や草刈り業務などを一体化するものであります。そのため、令和4年11月から令和5年10月までの業務委託に関わる契約のうち、令和5年度分の4億8千165万7千円を債務負担行為として設定しようとするものであります。

次に、表の上から2番目、雪堆積場（神居町忠和）借上料についてですが、令和4年12月から令和5年6月まで、雪堆積場として神居町忠和の土地を借り上げるため、その借り上げ期間のうち、令和5年度分の9万円を債務負担行為として設定しようとするものであります。

以上、土木部所管の補正予算の概要について御説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○沖本上下水道部長** 第3回定例会提出議案のうち、水道局所管の認定第9号、令和3年度旭川市水道事業会計決算の認定、認定第10号、令和3年度旭川市下水道事業会計決算の認定につきまして、配付資料に基づき説明をさせていただきます。

初めに、配付資料、令和3年度水道事業会計・下水道事業会計決算の概要の1ページ目の水道事業会計を御覧ください。

まず、表の上のほう、収益的収支でございます。水道事業収益では、決算額61億1千441万9千149円となり、予算額に対し5千140万5千851円の減となっております。水道事業費用では、決算額53億3千466万9千140円となり、不用額は2億5千703万3千619円となっておりますが、これは主に、浄水費や配水費、職員給与費の減によるものでございます。

次に、表の下段、資本的収支でございます。資本的収入では、決算額24億9千545万1千563円となり、予算額に対し3億5千946万6千437円の減となっておりますが、これは主に、企業債や他会計出資金の減によるもので、その一部は令和4年度に繰り越した建設改良費の財源となるものでございます。資本的支出では、決算額63億5千605万6千151円となり、不用額は2億8千557万3千849円となっておりますが、これは主に、建設改良費のうち、配水管や浄水場の工事請負費が減となったことによるものでございます。

これにより、資料の一番下に記載しておりますが、当年度純利益は4億4千893万3千132円、資本的収支は38億6千126万4千588円不足いたしますが、減価償却費など内部留保資金で補填し、当年度末資金残高は4億3千527万6千633円となります。なお、令和2年度末資金残高の8億7千886万9千136円と比較しますと、約4億4千400万円の減となっております。

次に、配付資料裏面の下水道事業会計を御覧ください。

まず、表の上段の収益的収支でございます。下水道事業収益では、決算額91億2千508万8千272円となり、予算額に対し1億1千325万1千728円の減となっております。これは主に、下水道使用料や負担金の減によるものでございます。下水道事業費用では、決算額84億469万309円となり、不用額は2億7千683万6千691円となっておりますが、これは主に、管渠費や処理場費、職員給与費の減によるものでございます。

次に、表の下段のほう、資本的収支についてでございます。資本的収入では、決算額39億6千223万9千880円となり、予算額に対し28億3千871万6千757円の減となっておりますが、これは主に、企業債、国庫補助金、工事負担金、他町負担金の減によるもので、これらの一部は令和4年度に繰り越した建設改良費の財源となるものでございます。資本的支出では、決算額74億1千839万6千669円となり、不用額は3億4千869万2千621円となっております。これは主に、建設改良費のうち、下水管、処理場施設の工事請負費や委託料が減となったことによるものでございます。

これにより、資料の一番下に記載しておりますが、当年度純利益は5億6千446万1千920円、資本的収支は34億5千620万5千389円不足いたしますが、減価償却費など内部留保資金で補填し、当年度末資金残高は4億3千888万4千787円となります。なお、令和2年度末の資金残高の6億7千32万6千230円と比較いたしますと、約2億3千100万円の減となっております。

以上が、令和3年度水道事業会計・下水道事業会計の決算の概要でございます。よろしくお願いたします。

**○木村市立旭川病院事務局長** 第3回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院が所管しておりますものにつきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず最初に、認定第11号、令和3年度旭川市病院事業会計決算につきまして、お手元に配付しております令和3年度病院事業会計決算の概要に基づきまして御説明を申し上げます。資料のほうを御覧いただきたいと存じます。

最初に、資料上段の(1)年間患者数及び(2)1日平均患者数になりますが、入院では、予算11万6千800人に対し8万5千926人、1日当たりで、予算320人に対し235.4人となっております、外来では、予算22万8千448人に対し21万479人、1日当たりで、予算944人に対し869.7人となっております。また、上段右の(3)主要な建設改良事業につきましては、医療機器では、病院総合情報システム、循環器系エックス線診断装置を整備したほか、建物では、感染症病棟改修工事、入院棟非常用発電機ガスタービン発電装置等の更新工事を実施いたしました。

次に、その下の(4)予算決算比較になりますが、収益的収支につきましては、病院事業収益では決算額131億260万5千233円で、主に本院医業外収益の増によりまして、予算に対し13億3千691万7千233円の増となっており、病院事業費用では、決算額113億6千936万3千492円で、主に本院医業費用の減によりまして7億4千410万3千508円の不用額を生じております。以上の結果、資料の右側にありますとおり、純利益が17億2千895万2千991円となり、未処理欠損金につきましては125億5千81万9千376円となったところでございます。

次に、下段の資本的収支につきましては、資本的収入では、決算額22億1千62万2千509円で、主に医療機関への入札差金や令和4年度への予算の繰越しに伴う企業債の減によりまして、予算に対し2億6千264万1千491円の減となっており、資本的支出では、決算額25億5千876万9千227円、翌年度繰越額1億2千430万円で、主に建設改良費の減によりまして1億4千34万2千773円の不用額を生じております。なお、資本的収支の不足額につきましては、

過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、なお不足する額につきましては、一時借入金にて措置しております。

最後に、実質的な収支となります資金収支になりますが、資料の右下欄外に記載をしておりますとおり、当年度資金収支は14億5千895万2千252円、当年度末資金残高につきましては16億7千105万9千611円となったところでございます。

決算についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号、令和4年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。補正予算書の27ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしました看護師等の給与費と、令和6年4月から実施されます医師の働き方改革への対応の一環として行う、医師の一部を一般職に変更することに伴う給与費を追加するものでございます。補正予算書の27ページの実施計画にお示しをしておりますとおり、まず、下段の支出の部、1款病院事業費用、1項本院医業費用、1目給与費で5千227万9千円を追加し、この財源といたしまして、上段の収入の部、1款病院事業収益、4項一般会計負担金、1目本院で1千939万4千円を追加しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○幾原土木部雪対策担当部長** 第3回定例会に議案として提出させていただきます議案第11号、旭川市雪対策基金条例の制定について御説明いたします。本条例は、道路の除排雪をはじめとする雪対策の推進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするもので、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○まじま委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、4の報告事項についてを議題といたします。

まず、令和4年第3回定例会提出議案に関わる事項であります、第2豊岡団地建替(2-B)新築工事に係る変更契約の締結について、理事者から報告願います。

**○高野建築部次長** 報告第11号、専決処分の報告についてでございます。総務常任委員会の所管ではございますが、整理番号1につきましては、本委員会にも関わりがありますので、説明いたします。

第2豊岡団地建替(2-B)新築工事につきましては、令和4年3月の国による新たな公共工事設計労務単価の適用を受けまして、新労務単価による契約金額に変更したものでございます。当該工事は、廣野・菅原・東成・谷脇共同企業体を相手方として工事請負契約を締結しておりましたが、契約金額を1千339万8千376円増額しまして8億6千479万8千376円に変更することについて、本年7月15日に専決処分をしたものでございます。

建築部からの議案に関わります報告事項は以上でございます。



○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、特定空家等の相続人等に対する除却命令の結果について、理事者から報告をお願いします。

○高野建築部次長 特定空家等の相続人等に対する除却命令の結果について、報告いたします。

本件は、本年5月24日の本委員会において報告いたしました、末広地区の特定空家等の相続人等に対して発出いたしました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく除却命令についてでございます。当該命令に対しまして、本年8月31日の期限までに除却がなされなかったことから、今後は相続人等に対しまして、本年10月20日までに命令を履行しないときは行政代執行により解体処分を執行する旨の戒告書を発出し、さらに、戒告の期限までに除却されない場合は、年内に代執行令書を発出し、本市が解体除却に着手する予定でございます。

特定空家等に関する報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、雪対策の取組について、理事者から報告願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 雪対策の取組について御報告申し上げます。

本年6月2日の本常任委員会におきまして、令和3年度に試行的に取り組んだ除排雪業務の統合地区拡大及び路面管理手法の検証につきまして、雪対策審議会や除雪連絡協議会などでの意見を踏まえながら本年度の取組の検討を進めると御説明したところでございますが、雪対策審議会や除雪連絡協議会などでいただいた意見には大きな反対意見はなく、一定の理解が得られたものと考えられますことから、本年度の取組の実施などについて御報告いたします。

お手元の資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、資料の左側、除排雪業務の統合地区拡大についてでございます。除排雪事業の業務体制につきましては、今年度も昨年度と同様に4地区の業務体制を継続するとともに、除雪センターの運営体制につきまして、夜間の除雪センターの集約化や通話録音の導入に取り組んでまいります。除雪センター機能の集約につきましては、合理的な除雪センターの運営に向けまして課題となっております担い手不足に対応するため、要望の少ない深夜帯の要望窓口となる除雪センターを試行的に1か所に集約いたします。具体的には、24時間体制の主センターをこれまでの4か所から1か所に集約いたしまして、残り3か所の主センターにつきましては、深夜帯を除く運営体制に変更いたします。支所センター5か所につきましては、昨年と同様に午前8時から午後5時までの運営体制を継続してまいります。深夜帯や開設していないセンターに寄せられる要望につきましては、開設しているセンターに自動的に転送する仕組みといたします。また、あらかじめ気象予報等で大雪など、天候の悪化が予想される場合につきましては、各センターに人員を配置いたしまして、これまでどおり24時間体制で対応してまいります。

次に、要望処理体制の向上につきましては、多様化する市民要望に対応するため、通話録音を導入いたしまして、市民要望の聞き間違いや認識の違いにより発生するトラブルを防止するなど、要

望処理対応の正確性の向上を図ってまいります。

次に、資料の右側、路面管理手法の検証につきましては、いただいた主な御意見を資料に記載しておりますが、路面管理手法の検証は、昨シーズンのように、モデル地区内外でのざくざく路面の抑制効果のほか、道路脇の雪山や幅員状況などの比較が難しくなるなど、気象状況に大きく左右されるところでございまして、単年度では評価することが難しいことから、今年度も昨年度と同様に、4統合地区ごとに1か所のモデル地区を選定いたしまして、試行と検証を継続してまいります。

次に、日中除雪の検討につきましては、除排雪業務に携わる担い手の減少など、厳しい事業環境に対応するため、限られた人員体制においても持続的に除雪作業を行っていただけるよう、これまで夜間に行ってきた除雪作業を試行的に日中に除雪し、日中除雪の課題やその可能性について検討を行ってまいります。具体的には、市内にモデル地区などを定め、試行的に生活道路などの除雪作業を日中に実施することを考えており、作業方法や作業効率などを検証してまいります。

最後に、除排雪に関する市民アンケートの結果について御報告いたします。本アンケートは、生活道路の排雪強化の取組など、除排雪事業における令和3年度の取組の評価や市民ニーズを把握することを目的としておりまして、本年7月8日から8月22日までの期間で実施いたしました。調査は、広く市民から回答をいただけるよう、広報紙やホームページ、SNSにアンケートの案内や回答フォームを掲載するとともに、支所などにチラシを配布したほか、地区除雪連絡協議会に、その回答や町内会への案内を依頼したところでございます。アンケートの回答数は2千183件となっておりますが、現在、回答の取りまとめ作業を行っているため、結果がまとまり次第御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、雪対策の取組について御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

**〇まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**〇まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告願います。

**〇木村市立旭川病院事務局長** 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付をさせていただきました資料に基づき、御報告を申し上げます。

オミクロン株BA.5による全国的な感染拡大によりまして、市内の新規感染者数は7月下旬頃から急増しておりまして、北海道の医療提供体制のフェーズも引き上げられている状況にあります。また、市内の基幹病院の病床使用率は50%程度の高い水準で長期間推移しておりまして、医療現場は逼迫した状況が続いております。この間、当院におきましても、職員の感染が相次いで確認されておりまして、前回の報告以降の当院の職員の感染状況、直近における感染症病棟の稼働状況等につきまして、順次、御報告を申し上げます。

まず、資料1ページの1、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてでございます。前回の常任委員会での報告以降、8月31日までで医師4人、看護師15人、薬剤師1人、会計年度任用職員21人の合計41人の感染が確認されております。その多くは家庭内感染であり、一部、院内に濃厚接触者等が発生し、一般病棟で新規入院を一時的に休止するケースもございまし

たが、その後の感染拡大が認められず、現在は通常の診療体制に戻っております。第7波では、市内や他都市の基幹病院等においてもクラスターが発生している中、当院におきましては、感染者等は多発しているものの、これまでクラスターの発生には至らず、今のところ、診療体制への大きな影響は生じていないところではあります。現在、委託業者も含めまして、院内で勤務する全職員がN95マスクを着用するなど、さらに対策徹底に努めているところでございます。

続きまして、その下の2、感染症病棟の入院患者数についてでございます。7月1日からフェーズ1に引き下げられました北海道の医療提供体制は、8月1日からフェーズ2に、8月19日からフェーズ3に引き上げられまして、当院の病床数もこれに合わせて拡大し、現在は50床を確保しております。8月31日現在の延べ入院患者数は、疑い患者も含めて9千653人、1日当たりの月平均患者数は、2ページになりますけれども、上段の表1にありますとおり、8月は22.4人となっております。昨年9月頃の第5波、それから今年の2月頃の第6波のピーク時と同程度の高い水準でございます。なお、当院ではこれまで、フェーズ3では70床体制としておりましたけれども、限られた医療スタッフの中で常時一定数の欠勤者が発生していること等によりまして、現在の体制で一般診療や救急と両立させながら最大限対応可能なコロナ病床数が50床となったものでございますので、御理解をいただきたいと存じます。なお、資料には記載はございませんけれども、直近の9月6日現在の延べ入院患者数につきましては9千795人、9月6日までの9月の1日平均患者数につきましては23.7人となっております。今朝の段階での入院患者数は、実人数で24人というふうになっております。

次に、2ページ目の中ほどになります3、発熱外来（接触者外来）の受診患者数についてでございます。発熱外来（接触者外来）につきましては、昨年8月以降、保健所依頼の陽性者や濃厚接触者の診療を行ってきておりましたが、患者の急増に対応するため、医療機関の体制が見直され、8月8日以降、当院を含む市内の一部かかりつけ医療機関でも濃厚接触者等の診療を行うことが可能となったところでございます。そのため、当院においては、保健所依頼の患者に加え、当院かかりつけ患者の診療にも対応してございまして、これまでの受診患者数は、8月31日現在で5千219人となっております。また、1日当たりの月平均受診患者数につきましては、下段の表2のとおり、8月の1日平均患者数は16.0人となっております。月別では過去最高を記録したところでございます。なお、資料にはございませんけれども、直近の9月6日現在の受診患者数につきましては5千302人、また、9月6日までの9月の1日当たりの平均患者数は20.8人ということで、先ほど申し上げました8月の数字をさらに超えているという状況になっております。

次に、資料を1枚めくっていただきまして、3ページ目の4、病院全体の患者数についてでございます。まず、(1)入院患者数につきましては、休止中でありました一般病棟を6月中旬に再開するとともに、7月からは病床の稼働制限を解除いたしましたことから、7月以降については一定の回復を見込んでおりましたが、職員の感染等による入院時期の調整を行ったことなどによりまして、下の表3にお示しをしておりますとおり、微増にとどまったところでございます。

また、(2)外来患者数につきましては、一部の診療科で受付制限を行ってございました午後の外来診療につきまして、看護師配置の再編等により7月から再開いたしました。第7波による感染急拡大に伴いまして8月10日から再度休止するとともに、外来通院をお控えいただくお願いを改めて行いましたことから、右側の表4にお示ししておりますとおり、低調に推移しているところで

ございます。現時点におきましては、第7波の収束が見通せない中、入院、外来のいずれにつきましても将来の予測が困難な状況にあるというところでございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、強風による土木部所管施設の被害状況について、理事者から報告願います。

**○太田土木部長** 令和4年9月6日から7日にかけての強風による土木部所管施設の被害状況について、御報告申し上げます。資料を御覧ください。

初めに、気象概況についてでございます。資料の右上にございますが、9月6日から日本海側を北上してきた台風第11号の接近の影響によりまして、道内各地で強風が発生、本市におきましても9月6日、15時48分に暴風警報が発令され、21時に台風は温帯低気圧に変わりましたが、風力は衰えることがなく、7日零時50分には最大瞬間風速毎秒21.5メートルを、また、同日1時には最大風速毎秒13.6メートルを記録し、警報は翌7日、3時31分まで継続された状況でございました。

土木部の対応といたしましては、警報の発令を受けまして、公園施設につきましては9月6日、17時20分までに、神楽岡公園、春光台公園、常磐公園、嵐山公園及び西神楽公園の計5か所の立入りを制限し、翌7日の早朝に各公園内の安全の確認を行い、同日9時に利用を再開したところでございます。また、道路施設につきましては、風が強くなった6日、22時以降、市内全域のパトロールを実施するなどして、道路交通に支障のある倒木等の応急処理に随時対応してまいりました。

被害状況といたしまして、9月7日現在でございますが、この強風に伴い、土木部所管施設におきまして、公園施設で倒木による被害が6か所、道路施設で街路樹や隣接する土地の樹木の倒木による被害が23か所であったほか、資料に記載はございませんが、枝折れなどにより24か所で枝処理等の対応を行ったところでございます。なお、道路の倒木の種別についてでございますが、街路樹が8か所となっておりまして、その他は私有地の樹木ですとか、あるいは道路ののり肩にある自然に生えている雑木というふうになってございまして、いずれも人身事故等の大きな被害は確認されてはございません。倒木等の処理につきましては、7日までに完了してございまして、施設利用や道路交通への影響はない状況となっております。

以上、強風被害について御報告させていただきました。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、5のキッチンカー試行事業についてを議題といたします。この件につきましては、上村委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○上村委員 機会をいただきまして、ありがとうございます。

6月に一度、質疑をさせていただいております。引き続きということで、市内の常磐公園そして北彩都ガーデンにおいてキッチンカーの出店の試行事業を行うという内容でありました。私はすごく期待して、当時も質疑をさせていただいたんですけど、あまり動いていないんじゃないのかなという懸念を感じておりました。約6問程度ですので、30分もかからない中で終わらせたいと思いますが、幾つか、現状の進捗状況について、そして今後の見通しについてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、おさらいになりますが、この事業概要は、現行制度の中で民間活力を活用した取組を行いたいということ、そして、期間限定でコストをかけずに飲食サービスの提供が可能なキッチンカーを活用しようというアイデアです。このキッチンカーは近年、需要が非常に高まりつつあり、市内の事業者は90社を超えるとも言われております。6月から10月までの期間限定でキッチンカーが定期的に出店するという仕掛けをしたいということでありました。この数ある中から公園の特徴や地域の特性に合った出店事業者を選定するために、指定管理者である公園緑地協会が選出するコーディネーターによるアドバイスを、あるいは協力を受けてやっていこうということであります。

まず最初に、これまでの取組概要についてお示しください。あわせて、出店実績や売上げなど、把握している状況もあれば教えてください。

○酒井土木部公園みどり課主幹 都市公園におけるキッチンカー試行事業のこれまでの取組についてでございますが、まず、北彩都ガーデンにおきまして、6月29日から7月27日までの間に4日間の出店がございまして、出店者数は日によって異なりますが、1店舗から4店舗の出店実績がございました。売上げにつきましては、各店平均で約2万8千円との報告をいただいております。

また、常磐公園につきましては、現在、準備を行っているところでございまして、現段階では出店実績はございません。

○上村委員 この出店実績、数としては少ないんですが、売上げについては、約2万8千円というのは1日当たりの1店舗当たりの売上げですよ。そう考えると、私はまずまずかなと思って、この数字は受け止めました。

常磐公園についてはまだ実績がないということでしたが、今日、北海道新聞に載ってましたね。非常によかったなと思います。まさに今、11時から出店ということで、初めての出店が行われるそうです。私もちょうどこの後ですので、雰囲気を見てきたいなどは思っているんですけど、今後、少しでも拡大して展開していけるチャンスがあればいいなと、そして、今日は天気がいいですから、たくさんの方に来ていただきたいなというふうに思っています。

改めて、その原因をちょっとお聞かせいただきたいんですけど、要は、今日になるまで出店ができなかったということでもあります。常磐公園で稼働できていなかった理由についてお聞かせください。また、今日を含めて今後についてはどのような予定になっているのでしょうか。

○酒井土木部公園みどり課主幹 常磐公園につきましては、上川神社祭等のほかのイベントが終了した後の実施を想定して準備を進めていたところでございますが、キッチンカー事業者の出店を決定する際、事業者の選別や出店調整を行い、事業主体の指定管理者にアドバイスを行うコーディネーターの選定に時間を要しましたことから、事業の実施が遅れてしまったという状況となっております。

また、先ほど委員からお話がありましたように、今後の予定でございますけれども、まず本日11時から、常磐公園の東口エントランス、旧川のおもしろ館のそばのエントランスということになります。こちらで3店の営業を行うこととなっております。また、今後の営業につきましては、今後また指定管理者などと協議を行って進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○上村委員** このコーディネーターというのが重要な役割を担っていくのかなというふうに思っているところですが、改めて、それぞれ、コーディネーターはどことが務めることになっているのでしょうか。

**○酒井土木部公園みどり課主幹** まず、北彩都ガーデンのコーディネーターにつきましては、ガーデンに隣接している会社でございまして、会社の隣接地において継続的なキッチンカーの出店事業を行うなど、北彩都地区のまちづくり活動を実践されております株式会社旭川総合宅建様に御協力いただいているところでございます。また、常磐公園につきましては、既に多くのキッチンカーイベントの実績とノウハウを持っております株式会社ライナーネットワーク様に御協力をいただいているところでございます。

**○上村委員** 前者については前回の質疑でもお答えいただいたんでしたっけね。後者について、多少、その選任に時間を要したということで、先ほどそういった答弁がありました。改めて、このライナーネットワークさんには、そのノウハウや、あるいはネットワークの強さに期待できるのかなというふうに受け止めております。今日からということでもありますけど、引き続き、いろいろな貢献をしていただけたらうれしいなというふうに思うところです。

それで、この事業は今年6月から10月までということでありました。その事業評価については、お客さん側からは出店評価だとかのアンケートをもらうということ、そして出店者側からは実施報告等をいただいて、そういったものを材料に今後の検討を進めていきたいということの説明をいただいております。これまでの内容について、ここまでの状況をお聞かせいただきたいと思っております。

**○酒井土木部公園みどり課主幹** 利用者アンケート調査は、まず、店舗に2次元バーコードを掲示してございまして、利用者に、インターネットにより回答を求める形式を取ってございまして、現段階で51件の回答をいただいております。

概要についてでございますが、まず、回答者の9割が市内にお住まいの方ということと、その中で8割の方が自家用車を利用して来店してございます。来店のきっかけは、各店舗などのホームページですとかSNSから情報を得た方が6割、通りすがりの方が3割ということとなっております。キッチンカーで提供される商品につきましては、7割の方が満足をしているなど、公園にキッチンカーなどの飲食店があることについては、回答者全員から肯定的な回答をいただいているところでございます。

また、出店者からの実施報告内容といたしましては、営業開始・終了時間、売上金額、売上げ件数の情報を協力いただける範囲でいただいているところでございます。

**○上村委員** 前半の利用者アンケートは、もしこの後、私も現地に行けたら回答したいと思います。

それから、後段の実施報告内容、これに基づいて先ほどの売上げのお話があったのかなと思うんですけれども、これから様々な状況をしっかり拾っていただきたいと思うんですが、この試行事業は6月から10月ですから、6、7、8の3か月は終わったということで、半分強はもう過ぎているわけです。ようやく常磐公園が今日からということになるなど、多少、出遅れ感もあるのかなと

は思うんですけど、ここまでの事業評価についての見解を伺います。

**○星土木部公園みどり課長** ここまでの事業評価についてですけれども、特に7月から8月にかけては夏のハイシーズンという実施期間だったわけですが、この時期、ほかの多くの箇所でもキッチンカーイベントが開催されていることも影響しまして、北彩都ガーデンにおいては、先ほども御報告しましたとおり、4回ということで、我々が期待した回数の営業日数というのは確保できなかったというふうに考えております。

**○上村委員** そういった意味では、市内に90社あるとは言いながらも、どこまでが、どういう内容の業者さんなのかという違いはあるんでしょうけど、なかなか、事業者の営業機会であるとか、あるいは事業者側にどこまで出店ニーズがあるのかということについて、捉え切れていない部分もあるのかなというふうに、この部分からはちょっと感じました。いずれにせよ、これからということも含めて御尽力をいただきたいというふうに思うんです。

今回私は、これは貴重な機会だと思っていたので、これをどういうふうに今後につなげていけるかなということに期待をしていました。特に常磐公園は、当時の売店がなくなったということの中で、その売店機能をどう今後残していくのかということが当時から議論に上がっていましたし、一方の北彩都ガーデンは、新しい観光施設として、そうした飲食のスペースだとかが期待される、あるいは確保への可能性があるんじゃないかと言われている場所でもありました。そうしたことを含めて、この貴重な機会を今後どう生かせるかということです。今回の試行事業を踏まえて、今後の事業化を検討するというの流れであります。利用者のニーズ、あるいは事業の採算性、持続性、この辺りをどう見極めていけるのか、今回の調査で、基礎情報の調査を収集していただきたい、その徹底をぜひ図っていただきたいということを期待したいと思います。

これで最後の質問にしたいと思いますが、ぜひ、その点についての受け止めを見解としてお述べいただきたいと思います。

**○太田土木部長** キッチンカーの試行事業につきましては、6月中旬から10月中旬までの5か月間ということで実施を予定していたところございまして、先ほどの委員からの御指摘もありましたが、残り期間ももう2か月弱となっているものの、この間の実績としましては、北彩都ガーデンでの4日間ということでもございまして、私自身もちょっと、当初期待していたよりも参加していただける事業者の数が少なかったということで、とても残念には感じておりますし、改めて、今後どのように参加していただける事業者数を増やしていくかということが、やっぱり今後の大きな課題になっているのかなというふうにもしっかり認識しているところでもございます。

今回、事業者が少なかった要因としましては、他のキッチンカーイベントと重なっていたということもございまして、事業者に早い段階からこういった周知を徹底しておくという必要もあったのかなと。早い段階から調整しておく必要があったというふうにも感じているところでありますし、何よりも、事業者にとって、公園でのキッチンカー営業というのが魅力的なものとして捉えていただけるようなものとなるよう、やはり、今回参加いただいた事業者の意見をしっかり聞きながら、今後の事業継続に向けたさらなる検討が必要であるというふうにも考えてございます。

現時点では、まだ事業の途中経過ということではございますけれども、そういった様々な課題なども見えてきておりますので、本日からの常磐公園での事業実施に際しましては、引き続き、事業主体の指定管理者ですとかコーディネーターの方とまた密に協議しながら、北彩都ガーデンと併せ

まして、両公園での実施を通して利用者の特徴や傾向等のニーズの把握に努めますとともに、利用者のみならず、やはり事業者にも喜んで参加いただけるような、そんな事業となるよう調査、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○まじま委員長 ほかに御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前11時12分